

愛媛県手数料条例 別表5 101の10の項(1)ア都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の基準に適合することを確認できる書面として別に知事が定めるものと及び101の15の項(1)ア(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認できる書面として別に知事が定めるものは、以下の書面とする。

- ・**適合証**(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたことを証する書面)

- ・**設計住宅性能評価書**(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定するもの)

- ・**BELS 評価書**(以下のア、イのいずれかに該当するもの)

- ア 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第1条の規定による改正前の建築物省エネ法第7条の規定によるエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年3月国土交通省告示第489号)に基づく評価を受けていることを証する書面(当該評価に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下、「基準省令」という。)第10条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを証するものに限る。)

- イ 建築物省エネ法第27条第1項の規定によるエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年9月国土交通省告示第970号)に基づく評価を受けていることを証する書面(当該評価に係る建築物について、基準省令第10条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを証するものに限る。)

それぞれ上記に定める書面の交付を受けている場合は、当該書面の写しを認定の申請書の正本及び副本に添えて提出してください。